

岐阜地方最低賃金審議会第2回岐阜県最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和3年7月30日 13:30 ~ 15:35		
出席状況	公益 3/3	労働者側 3/3	使用者側 3/3
<p>○ 主な審議事項</p> <p>(1) 岐阜県最低賃金の改正決定について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公労使全体での審議後、公労・公使の個別協議を行い、最初の労使双方の引上げ額の提示を受けた。(提示内容は下欄のとおり。) <p>(2) その他</p> <p>特になし。</p>			
<p>○ 主な意見の要旨</p> <p>労働者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済全般については改善の兆しが見えるが、中小企業の動向等を見るとコロナ以前の状況に戻ったとは言えない。しかし全体としては改善の兆しが見え、ワクチン接種が進めばコロナ問題が改善され経済が以前のような状況に戻る見込みは十分にある。 ・最低賃金の3要素のうちの通常の事業の賃金支払能力について、春闘の賃上げ率を見ると昨年、一昨年と上昇しており、賃上げの流れは止まっておらず支払能力は十分にある。 ・全会一致に向けた議論をするが、早期に1,000円を目指しておりリビングウエイジという考え方に基づき88円引き上げた940円を議論の出発点とする。 <p>使用者側</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済全体として回復の兆しは見られるが大企業を含めた数字であり、岐阜県の個々の中小企業は必ずしも回復しているとは言えない。また、県内の観光や陶磁器など地場産業は疲弊しており回復していない。 ・長期的な最低賃金の引き上げに反対するものではないが、現在の状況からの引上げは厳しい。 ・全会一致に向け審議するが、議論の出発点は1円とする。 			